

平成27年3月31日判決

主文

- 1 厚生労働大臣が平成〇年〇月〇日付で承継前の再審査請求人に対してした、後記第2の2記載の原処分のうち、受給権発生日を平成〇年〇月とする老齢給付を平成〇年〇月から支給するとした部分を取り消す。
- 2 その余の再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求承継人(以下「承継人」という。)による承継前の再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、平成〇年〇月に遡りして、国民年金法(以下「国年法」という。)による老齢基礎年金(以下、単に「老齢基礎年金」という。)及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)第42条の規定による老齢厚生年金(以下、単に「老齢厚生年金」という。)及び厚年法附則第8条の規定による老齢厚生年金(いわゆる特別支給の老齢厚生年金。以下「特老厚年金」といい、老齢基礎年金及び老齢厚生年金と併せて「老齢給付」という。)の支給を求めるといことである。

第2 再審査請求に至る経緯

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、老齢給付の裁定を請求(以下「本件裁定請求」という。)した。
- 2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、老齢給付の受給権発生日を平成〇年〇月とする老齢給付を裁定した上、時効消滅分を除き、平成〇年〇月分から支給する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、平成〇年〇月〇日(受付)、当審査会に対し再審査請求をした。その不服とする理由は、本件判決書添付別紙のとおりである。

- 4 請求人は、平成〇年〇月〇日に死亡した。請求人の子である請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、当審査会に対し、請求人の再審査請求手続を受継する旨の届出をした。

第3 問題点

- 1 老齢厚生年金は、被保険者期間を有する者が、65歳以上であり、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上あるときに支給される(厚年法第42条)。
- 2 当分の間、60歳以上であり、1年以上の被保険者期間を有する者が、厚年法第42条第2号(保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上であること。)に該当する場合は、65歳に到達するまで、その者に特老厚年金が支給される(厚年法附則第8条)。
- 3 老齢基礎年金は、保険料納付済期間又は保険料免除期間を有し、その保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である65歳以上の者に支給される(国年法第26条)。
- 4 老齢給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて、厚生労働大臣が裁定する(厚年法第33条、国年法第16条)。
- 5 本件の場合、請求人が老齢給付の受給資格期間を満たしていること、請求人に係る特老厚年金の受給権発生日が平成〇年〇月であることについて、当事者間に争いはない。
そして、国年法第102条第1項及び厚年法第92条第1項(いずれも平成19年法律第111号(以下「平成19年改正法」という。)による改正前のものである。平成19年改正法附則第4条及び第6条の規定により、同法施行日(平成19年7月6日)前に受給権を取得した請求人については、同法による改正前の国年法第102条第1項及び厚年法第92条第1項の規定が適用される。)は、保険給付を受ける権利は5年を経過したときは、時効によって消滅する旨を、また、会計法第30条は、国に対する権利

で金銭の給付を目的とするものについては、5年間これを行わないときは時効により消滅する旨を規定している。したがって、請求人に係る老齢給付の受給権が発生したのは平成〇年〇月〇日であり、請求人がその裁定を請求したのは同日から5年以上経過した後の平成〇年〇月〇日であるから、本件裁定請求について上記の厚年法及び国年法の規定をそのまま適用すると、本件老齢給付の受給権は請求時には既に時効によって消滅していたことになるが、保険者はこのような場合において、受給権の行使自体は是認するという行政措置をとるのを例とした上で、これに基づいて支払期日ごとに発生する老齢給付の支給を受ける権利（以下「支払権」という。）については、会計法の上記規定により5年の経過をもって時効により消滅しているとして、上記のように本件老齢給付の未支給給付のうち、平成〇年〇月以降分についてのみこれを支給するとしたものと認められる。

これに対し、請求人は、上記第2の3記載のとおり主張するのであるから、本件の問題は、本件の老齢給付について、時効消滅分（平成〇年〇月分から平成〇年〇月分まで）を除いた平成〇年〇月分から支給するとした原処分の妥当性如何である。

第4 当審査会の判断

- 1 一件記録によれば、次の事実を認定することができる。
 - (1)～(8) (略)
- 2 以上のような認定事実に基づき、問題点を検討する。請求人は、当審査会に提出した前記第2の3記載の別紙において、「平成〇年〇月〇日に妻のAの老齢年金の未払い請求手続きをした時に私自身の年金にも老齢年金の未払いがないかと〇〇年金事務所の受付窓口に聞いたが、受付担当者は障害厚生年金を受給しているから大丈夫と言われ、それ以上の請求手続きをする事ができなかった。また、妻のAの老齢年金請求手続き中に当時の〇〇社会保険事務所の次長と年金給

付課長の2人が、平成〇年〇月頃に私の家に来て、私の障害厚生年金の配偶者加給金が支給されたままになっており、平成〇年〇月から過払いになっているという事で平成〇年〇月に停止された。…その時にも老齢年金の未払いは通知も説明も全く受けてはおらず、知る由もなかった。平成〇年〇月〇日に妻のAが亡くなり、〇月に〇〇年金事務所に死亡届を提出した時に私の年金は障害厚生年金よりも老齢年金の方が約5万円程高く受給できる事を初めて聞かされた。…」と主張している。

請求人の主張に、59歳時に障害基礎年金の受給権者となったAが、平成〇年〇月（A78歳）に老齢給付の裁定請求をしたことを併せて考えると、46歳で障害年金受給権者となった請求人が、自分の老齢給付について疑問を持ち、平成〇年〇月〇日（請求人79歳）に、Aの老齢給付の請求についての相談のために〇〇社会保険事務所を訪れ、裁定請求受付の処理がなされた際に、窓口担当者に対し、請求人に係る老齢給付の未払いの有無について問い合わせるといのは、事の成り行き上、極めて自然な流れとみることができるのであり、その陳述内容も具体的かつ経験的であることを考慮すると、その内容は措信するに足るものである（相談時間が24分間とされていることは、この認定と矛盾しない）。しかし、窓口担当者の回答は、障害年金を受給しているから大丈夫というものであって、相談に対し、これを真摯に受け止めた回答とはいえないものであり、「大丈夫」という文節は、老齢給付について、請求漏れや未払いがないから大丈夫という趣旨に理解されるものであって、極めて不適切な対応であったというべきである。また、平成〇年〇月に、請求人宅を訪問した同社会保険事務所の次長と年金給付課長も、過払い金の返納についての説明に集中するあまり、請求人の老齢給付についての説明をすることに配慮することもなかったものと認められる。

平成〇年〇月〇日の年金相談は、当時79歳の請求人が窓口を訪れたのであり、その請求人が、78歳になるまで老齢給付の裁定請求をしていなかったAの老齢給付について相談し、裁定請求がされていないことが分かり、同日に裁定請求受付の処理が行われたというのであるから、相談を担当した窓口担当者としては、請求人が眼の疾患による障害を支給事由とする障害等級1級の障害年金受給権者であることを併せて合理的に考えれば、請求人自身の老齢給付が未請求となっている高度の蓋然性があったといえるから、請求人自身の老齢給付が未請求となっているのではないかと配慮して、積極的に請求人から事情を聴取するなどした上、請求人の年金記録を精査して、老齢給付未請求の事態がそのまま放置されることがないように注意すべき義務があったというべきである。しかも、本件においては、請求人から同人の老齢給付の未払についての相談があったのであるから、この相談を真摯に受け止め、年金記録を精査した上、正確な情報を的確に提供して、請求漏れ等の発見に遺漏なきを期すべき職務上の義務があったことは言を俟たない。しかるに、窓口担当者は、上記認定のとおり、障害年金を受給しているから大丈夫と答えるに止まり、正確な情報を的確に提供しなかったものであって、上記職務上の義務を怠ったものといわざるを得ない。

そして、Aの老齢給付の裁定請求が相談当日に受付処理されていることを考慮すると、平成〇年〇月〇日の相談の際に、窓口担当者が請求人の年金記録を精査して、正確な情報を的確に提供していたとすれば、同日中に、請求人が老齢給付の裁定請求をし、かつ、その受付処理がなされたことは推認に難くなく、請求人の老齢給付の裁定請求が平成〇年〇月〇日まで遅延してしまったことと、窓口担当者の上記職務上の義務違反との間には、相当因果関係があるといえることができる。

3 上記のような認定及び判断の下においては、行政法の分野においても適用される信義誠実の原則からして、請求人が、平成〇年〇月〇日にした老齢給付の裁定請求をもって、平成〇年〇月〇日になされた裁定請求とみなすのが相当である。

そうすると、本件老齢給付のうち、会計法の上記規定により平成〇年〇月〇日までに時効消滅した支分権は、既に支払期月が平成〇年〇月までに到来していた同年〇月分までの支分権であり、同年〇月分以降の支分権については、時効消滅していなかったことになる。

なお、請求人は、昭和〇年〇月に障害年金の請求手続きをした時に将来もらえる老齢年金の受給ができる説明や通知が全くなかったこと、及び、老齢年金を受給できる60歳に到達した時にも保険者から通知や説明が全くなかったことを主張して、これらの時期に説明や通知があったとすれば、老齢給付の受給権発生時に裁定請求をすることができたから、受給権発生月の翌月である平成〇年〇月分から老齢給付を支給すべきである旨主張するが、請求人が主張する上記両時点における説明や通知は行政サービスとして望ましいものとはいえても、これをもって、保険者の法的義務ということではできないから、上記主張は採用することができない。

4 以上のとおりであるから、本件裁定請求に対しては、受給権発生年月を平成〇年〇月とする老齢給付を、平成〇年〇月分から支給するとする処分をすべきである。したがって、原処分のうち、当審査会の上記判断と符合しない部分は妥当ではない。よって、原処分のうち、受給権発生年月を平成〇年〇月とする老齢給付を平成〇年〇月から支給するとした部分を取り消すこととし、その余の再審査請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり裁決する。